

YUBISUI NEWS

2015

No.86

グループ紹介

福岡事業部メンバー紹介

税務コーナー

持ち分なし医療法人への移行

公益コーナー

認定こども園制度の現況

労務コーナー

マイナンバー制度がはじまる

経営コーナー

経営基盤を強化するキャッシュ・フロー経営



関門橋



ゆびすいグループ

信頼と安心。そして未来へ…
YUBISUI

- 2 **税務コーナー**
持ち分なし医療法人への移行
..... 矢 部 恭 章
- 5 **労務コーナー**
マイナンバー制度が始まる
..... 山 口 征 司
- 7 **ゆびすいグループ紹介**
福岡事業部メンバー紹介
- 9 **公益コーナー**
認定こども園制度の現況
..... 小 宮 雄 介
- 11 **経営コンサルコーナー**
経営基盤を強化するキャッシュ・フロー経営
..... 岩 瀬 学
- 13 **相続コーナー**
日本経済新聞出版社発行の日経MOOK「相続・贈与に詳しい相続税理士100選」に
ゆびすいグループが掲載されました
- 15 **INFORMATION**
まなび Plus をリリースしました！

～お知らせ～

子ども・子育て支援新制度研修会

子ども・子育て支援新制度の研修会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

研修会スケジュール

料金は5,000円(税込)・昼食は各自でご手配ください

場 所	開催日時	開催場所	住 所
大 阪	7月14日(火) 10:00～16:00	パークスタワー 7階会議室	大阪市浪速区難波中2-10-70 TEL 06-6636-1315
名古屋	7月15日(水) 10:00～16:00	愛知県産業労働センター 13階会議室	名古屋市中村区名駅4-4-38 TEL 052-571-6131
仙 台	7月17日(金) 10:00～16:00	小田急仙台東口ビル 1階会議室	仙台市若林区新寺1-2-26 TEL 022-792-0511
福 岡	7月17日(金) 10:00～16:00	JR博多シティ 10階会議室	福岡市博多区博多駅中央街1-1 TEL 092-292-9258
岡 山	7月23日(木) 10:00～16:00	岡山国際交流センター 5階会議室	岡山市北区奉還町2-2-1 TEL 086-256-2905

各研修会のお申込みは、弊社HP(<http://www.yubisui.co.jp/pb/workshop>)の申込フォームからお申込みください。

持分なし医療法人への移行

ゆびすいグループ 税理士 矢部 恭章

<概要>

医療法人は一般事業会社と異なり、配当が禁止されていることから、1口当たりの評価額が高額になる傾向があります。このため、事業承継する際には、多額の贈与税や相続税を負担する必要があります。また、出資持分には時価での払戻請求権があるため、高額の払戻請求をされた場合は経営の存続が危ぶまれることもありました。

そこで、円滑な事業承継を実現するために、平成26年度税制改正により、新たに「**認定医療法人に係る相続税・贈与税の納税猶予制度**」が導入されました。一定の期間内に持分なし医療法人へ移行することができれば、出資持分に対する相続税や贈与税が猶予・免除されるものです。

事業承継で頭を悩まされていた医療法人経営者にとっては非常に有利な改正です。しかし、従来から移行への足かせとなっておりました「『相続税又は贈与税の負担が不当に減少する』場合には、医療法人を個人とみなして贈与税を課税する」という相続税法の解釈について変更はありません。

医療法人の非営利性を徹底するという方向性を考えると、今後も注意すべき規定です。それを踏まえたうえで、今回の改正を見ていきましょう。



<制度の内容>

具体的には以下のような流れで移行し、移行が完了すると猶予されていた相続税や贈与税が免除されます。裏を返せば、**移行が完了できない場合には、猶予されていた税を支払う必要が生じます。**

- ① **平成26年10月1日から平成29年9月30日までの間**（たった3年間！）に、厚生労働大臣に移行計画を申請し、認定を受ける。
→「**認定医療法人**」となる
- ② **認定を受けた日から3年以内**に「**新医療法人**」へ移行する。
→「**新医療法人**」の類型
・ 社会医療法人
・ 特定医療法人
・ 基金拠出型医療法人
・ 上記以外の持分のない医療法人

<綿密な事前準備が必要！！>

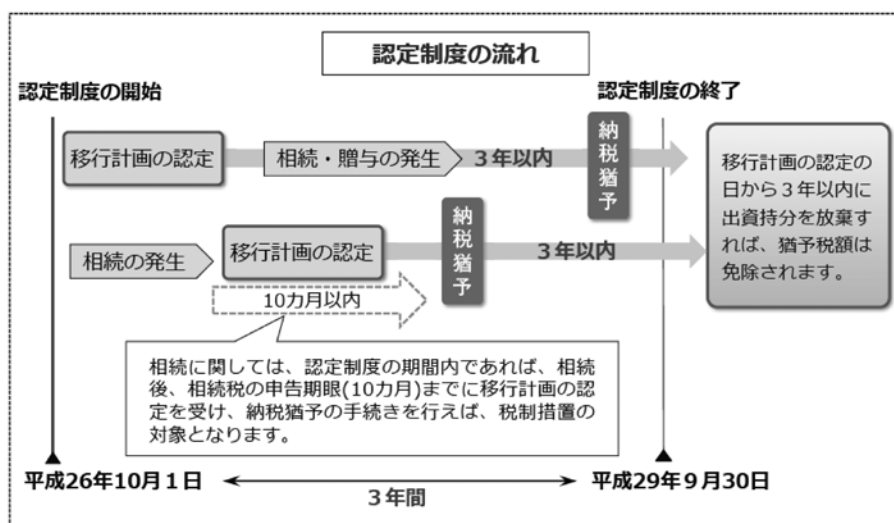
移行計画に記載された移行期限までに新医療法人にならなかったときなど、一度認定を取り消された場合は、再度認定を受けることはできません。チャンスは一度きりですので、計画の策定は綿密に行う必要があります。

厚生労働省が公表した手引書には、事前準備として次のようなステップを想定しています。

ステップ1：移行検討委員会の立ち上げ、担当理事の選任

ステップ2：シミュレーション

ステップ3：関係者への事前説明



厚生労働省「『持分なし医療法人』への移行促進策のご案内」より

ステップ1：移行検討委員会の立ち上げ、担当理事の選任

移行検討委員会は社員、税理士、弁護士で構成し、次のステップでそれぞれの専門分野を中心に担当することが考えられます。

ステップ2：シミュレーション

このシミュレーションには、移行予定の新医療法人の類型を検討するとともに、それぞれのパターンのメリット・デメリットを税制面や法制面から検討する必要があります。

ステップ3：関係者への事前説明

現在の出資者に対し、移行に関する事前説明と持分放棄の意向確認を行います。

<移行計画の認定手続き>

事前準備を経た結果、移行手続きに入ることが決まれば、以下のような手順で認定医療法人となります。

1：社員総会での議決

まず、移行計画について社員総会で議決を得ます。同時に、認定医療法人になるための定款変更が必要となるため、この議案についても議決を得ます。

2：厚生労働大臣へ移行計画の申請

移行計画の申請は、都道府県を経由せず、直接厚生労働省に提出する必要があります。

3：定款変更と報告

厚生労働省から移行計画の認定通知書を受領したら、速やかに都道府県へ定款変更を申請します。

その後、定款変更の認可を受けた場合は、その旨を3カ月以内に厚生労働大臣あてに、「実施状況報告書」という形で報告する必要があります。

<移行計画の遂行>

提出した移行計画に基づき、最大3年間遂行していくわけですが、以下の場合には上記と同じく、3カ月以内に厚生労働大臣に対して「実施状況報告書」での報告が義務付けられています。

- ・認定を受けてから1年を経過した場合
- ・出資持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等）を行った場合
- ・新医療法人への移行に係る定款変更の認可を受けた場合

<猶予される相続税・贈与税>

どのタイミングで課される税金が猶予・免除されるのを見ていきましょう。

- ① 出資者の死亡により相続が発生した場合

- ・相続税の申告期限までの間に「認定医療法人」であること
- ・相続人が申告期限までの間に、持分を放棄した場合

→2つの要件を満たした場合、その相続人の相続税額から控除

つまり、出資持分という財産を相続したが、申告期限までに放棄したので、その部分に対する相続税は払わなくてよいということです。なお、申告期限までに放棄しなかった場合は猶予され、その後移行期間内に放棄した時に限り免除されます。

- ② 放棄により残存出資者が経済的利益を受けた場合

個人が持分を放棄すると、残存出資者の持分の価値は、放棄分だけ増えることになります。この場合、増えた金額（＝経済的利益）に対して贈与税を課してきました。

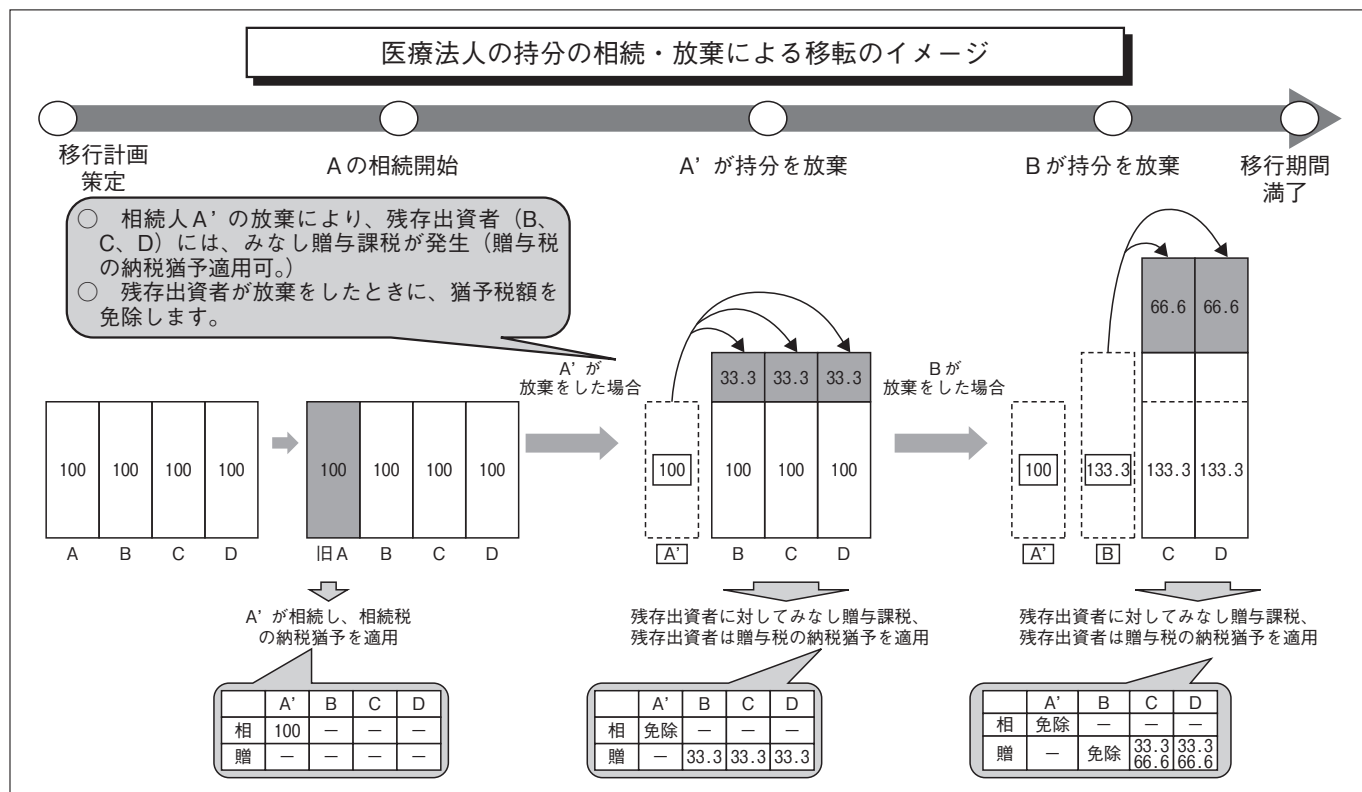
今回の改正で、移行期間中に限り、下記のような取り扱いとなりました。

- ・新医療法人への移行期間中の放棄
- ・申告期限までの間に、持分を放棄した場合

→2つの要件を満たした場合、その受贈者の贈与税額から控除

つまり、出資持分が放棄されたことにより経済的利益の贈与を受けたが、申告期限までに放棄したので、その部分に対する贈与税は払わなくてよいということです。

なお、申告期限までに放棄しなかった場合は猶予され、その後移行期間内に放棄した時に限り免除されます。



財務省「平成26年改正税法のすべて」より

<医療法人に対する課税>

持分なし医療法人への移行に伴う出資者に対する課税については、上記の通りです。従来、事業承継時に課税されてきた相続税や贈与税が、移行期間内に持分の全部放棄などの条件を満たすことで、猶予・免除されることになりました。

しかし、その持分放棄によって、**贈与者の親族その他特別の関係がある者の、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき**は、医療法人を個人とみなして、相続税又は贈与税が課税されます。

<不当に減少する結果となると認められるとき>

次の要件をすべて満たすことが

できれば、問題ありません。しかし、非常にデリケートな判断を要するため、医業に精通した税理士等の意見を仰ぐことをおすすめします。

- ・医療法人の運営組織が適正であること
- ・役員等（社員は含まれない）のうち親族等の数が、総数の3分の1以下であることが定款等に定められていること
- ・医療法人の役員等又は親族等に対して特別の利益を与えないこと
- ・定款等により残余財産の帰属先が国または地方公共団体等に限定されていること
- ・医療法人に法令違反等の事実がないこと

<おわりに>

持分なし医療法人への移行は強制ではありません。しかし、自院の事業承継について検討する良い機会なのではないでしょうか。法人の規模にもよりますが、事前準備に最低半年から1年かかると考えれば、あまり時間はありません。早めに試算し、対策を打つことで、必ず円滑な事業承継への道は見えてまいります。

弊社では医療法人の出資持分対策から定款変更までワンストップで対応できることが強みです。少しでも気になられたら、お気軽にお問い合わせください。こういった方策をとるべきか、理事長のお考えも加味した上でご提案いたします。

マイナンバー制度が始まる

ゆびすいグループ 社会保険労務士 山口 征 司

はじめに

「マイナンバー」制度の名称で知られている、「税と社会保障の共通番号」制度の開始が近づいています。新聞紙上やニュース等での報道も盛んになっている一方で、マイナンバー制度の認知度は今も低いままです。内閣府の直近の調査では、制度の内容までを知っている人の割合は約3割に留まっています。

そんな、認知度が今ひとつなマイナンバー制度を、今回は取り上げてみたいと思います。

1. 3つのポイント

マイナンバー制度には、大きく分けて3つのポイントがあります。最低限まずは、それを押さえましょう。

- ①国民全員に12桁の番号が割り振られる。
- ②途中で変わることはない。
- ③用途は社会保障、税、災害対策の分野のみ。

まず、①についてですが、ここでいう国民には、中長期在留者や特別永住者などの外国人も含まれます。事業所にいる外国籍の労働者に付与されることも十分にあり得ますので、ご注意ください。

また、結婚等で氏名が変更しても番号が変わることはなく、もちろん本人からの申し出で任意の番号に変更することもできません。生まれてから死ぬまで同じ番号を使用することになります。

そして、③の番号の用途ですが、現段階では記載の通り用途は限定されています。しかし、社会保障や税の定義付け方によっては、用途が広がる可能性は残されています。

2. マイナンバー制度の目的

先に述べた3つのポイントを理解したとしても、何のための制度かを分かっていなければ、理解は深まりません。

この制度が始まることで、国や自治体は、極めてプライバシー性の高い国民の個人情報把握することになります。この個人情報を把握することで、税や保険料の徴収や、年金給付等の社会保障給付を効率的に行うことが出来るようになる他、脱税や保険料の徴収漏れ、公的扶助の不正受給を調べやすくする等の効果が期待されています。特に後者の効果は、しばらく少子高齢化が進むことが予想されているわが国にとっては、最も期待したい効果であるといえます。

こういった効果を出すという目的のために、私たち国民が、国や自治体に協力するという構図になるのが、マイナンバー制度の実態像です。

3. 準備期間と2つの段階

マイナンバー制度には今年10月から始まる、制度の準備期間と、2016年から始まる第1段階、2018年から始まる第2段階が存在します。

・準備期間 2015年10月～
今年10月から、12桁のマイナ

ンバーが、私たちへ順次通知されます。

注意するポイントの一つだけです。住民票がある市町村から、住民票の住所へ簡易書留で届きます。現住所と住民票の住所が異なっている人は要注意です。自分が勤める事業所から、必要に応じて番号を報告するように要請がきますので、10月までに住民票を移すなどの対応を取っておくことが必要です。

また、事業所からの目線で見ると、上記の件を予め従業員に伝えておき、全員からもれなく報告を受ける体制を整えておくことが大切です。

・第1段階 2016年1月～
①給与・退職金の源泉徴収票への記載義務

2016年の年末調整から、マイナンバーの源泉徴収票への記載義務が発生します。多くの事業所で、最初にマイナンバーを使用する機会がここになると見込まれています。この段階でマイナンバーを従業員に報告させていない等の問題が発生しますと、年末調整作業が大きく滞ることになります。

また、給与計算事務等を外部業者に委託している事業所にとっては、従業員から報告を受けた番号を委託業者に報告することになりますので、ミスの発生も予見されます。予め委託業者と情報の交換方法を打ち合わせておく必要があります。

②保険会社、証券会社への報告
生命保険に加入していて、一時

払い等の払い戻しを受ける場合や、証券会社を通して株式の売買をしている人は、2016年以降、保険会社や証券会社に、支払調書や取引報告書へのマイナンバーの記載義務が発生するため、番号の報告が求められます。

③ NISA 口座申請時の報告

NISA（少額投資非課税制度）口座を開設する際に必須だった住民票の提出が、マイナンバーで代替できるようになります。

④ その他

予防接種やメタボ健診等を受診した際にマイナンバーを報告しておくことにより、転居等でかかりつけの医師や病院が変わった際にも、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになります。特に乳幼児を養育されているご家庭においては、保護者から医師への誤った説明を防ぐ効果が期待できます。

・第2段階 2018年1月～

① 預金口座に付番

2018年から預金者に対して、口座を持つ銀行にマイナンバーを報告することが求められます。税務署等の行政機関は、脱税や生活保護の不正受給の疑いのある人の口座情報を得やすくなりますが、銀行へのマイナンバーの報告は義務ではなく、当面は預金者の任意になります。2021年以降の義務化が検討されています。

4. マイナンバーの管理

まず、理解しておく必要がある

のは、マイナンバーを「利用」できるのは行政機関に限られているということです。民間企業、各種法人は源泉徴収票や給与支払報告書への記載など「関係事務」だけを行います。

つまり、従業員からマイナンバーの報告を受けた事業所（委託元）は、関係事務を行う便宜上、その情報を管理しているだけという形になります。しかし、マイナンバーの管理を行う上で、委託元である事業所に大きな管理監督義務が課せられていることはあまり知られていません。

前述した給与計算事務等を事業所自体で行っている場合のマイナンバーの管理は当然として、例えばそれを外部業者（委託先）に委託しているなどの場合に注意が必要です。社労士事務所や税理士事務所に給与計算を委託している場合であっても、マイナンバーの監督責任は事業所が負います。仮に委託先が外部に再委託していた場合も同様の考え方です。

関係事務の範囲に議論の余地は残りますが、関係事務とみなされない用途で保管することや、故意にマイナンバーを含む情報を漏えいさせた人には罰則が科される可能性があります。事業所にも重過失が認められれば罰金を科される恐れがあります。

マイナンバーを管理する事業所は、事業所自体の管理体制のみならず、委託先の管理体制も十分に把握しておくことが重要です。

5. まとめ

マイナンバー制度は、国の周知

活動が後手に回ったこともあり、事業所の対応はまだ始まったばかりで、右往左往する段階にもきていないのが現実です。この先、各事業所において、従業員から正確なマイナンバーを集める方法を考案し、その保管方法について議論する必要があります。

しかし、さしあたって「今」行うべきことは、マイナンバー対策を行うことではないという考え方もできます。まずはプライバシー性の高低に捉われることなく、事業所に溢れる様々な情報を整理し、適切に管理することこそが、マイナンバー対策として今行える最善の対策ではないでしょうか。

マイナンバー制度は、機能すれば生活の利便性が向上し、行政の事務もスリム化され、結果として私たちの生活水準が向上する可能性を秘めた制度です。マイナンバー制度を機能させるためには、いつ制度が始まっても良い体制を、事業所が築いておくことが最も重要であるといえるかもしれません。

※ 平成27年3月時点での確定情報を元に記載しています。

◎ゆびすいグループでは、9月以降にマイナンバー制度のセミナーを各事務所所在地にて開催する予定をしております。詳しいご案内は各事務所より行いますので、当セミナーもご利用ください。

「福岡事業部」のスタッフを紹介します

指導部メンバー紹介 会計・税務のお悩みにお応えします

今年度は、個人のお客さまにおかれましては相続税及び贈与税の税制改正、幼稚園・保育園のお客さまにおかれましては新会計基準の採用や子ども子育て支援新制度のスタート等大きな変革の年となっています。

福岡事業部では、新しいスタッフも増え、ますます活気あふれる事業部となっております。

税務・会計・労務・経営コンサルティングと、お客さまの立場にたって、真に役立つサービスを提供させて頂く所存でございます。ぜひ、お気軽にご相談ください。

また、福岡事業部では、スタッフが順番にブログを発信しています。会計や税金のことだけでなく、日頃の出来事なども綴っておりますので、ご覧いただければ嬉しく思います。



ゆびすいグループの各事業部紹介の第9弾は、「福岡事業部」です。

福岡事業部には、税理士法人ゆびすい、指吸会計センター株式会社、社会保険労務士法人ゆびすい労務センターの19名のスタッフがおります。

いつもの電話の声の主はいったいどんな人なのか、一挙、ご紹介いたします！

業務部メンバー紹介 お客様の想いを大切に！

私たちは、主に伝票の入力や財務諸表の作成、お客さまからのお問い合わせへの対応をおこなっています。お電話でお話することがほとんどですが、お客さまとのコミュニケーションを大切に、お聞きした情報を迅速に、確実に、担当者に伝えることを心掛けております。

直接お客さまとお会いすることもございますので、その際は、お客さまにご満足いただけるよう、全力で取り組んでまいります。日々、研鑽に励んでおりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



社労士法人ゆびすい労務センター 福岡支店 必ず、皆さまの「お力」になることをお約束します！

私たちは、給与計算代行、行政官庁への申請・届出代行、社会保険（私学共済）・労働保険手続、就業規則作成、助成金申請、セミナー講師、労務相談・労務トラブルへの対応をおこなっています。

お客さまとより良い信頼関係を築き、皆さまのベストパートナーとして、必ず「お力」になることをお約束します。



認定こども園制度の現況

ゆびすいグループ 公益法人事業部 小宮 雄介

近年の急速な少子化や家庭と地域を取り巻く環境の変化に対応した教育・保育の提供のため平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下、「認定こども園法」)が成立し、同年10月1日より施行され、認定こども園制度が開始されました。

この認定こども園法は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法(①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備法)により改正され、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が始まります。

1. 旧制度における認定こども園とは？

幼稚園、保育所等のうち以下の要件を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。

要件

- ① 小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能(保育を必要とする・しないにかかわらず教育・保育を提供する機能)
- ② 地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育ての相談活動や親子の集いの場を提供する機能)

認定こども園の施設設備や職員配置等の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める基準を参考にして、都

道府県が条例で定めることとし、地域の実情に応じて柔軟な対応を可能としています。

認定こども園の認定を受ける施設は、以下の4つの類型を認めることとされています。

① 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所が一体的に設置されており、両者が連携し一体的な教育・保育を行う施設

② 幼稚園型

A 認可幼稚園が保育を必要とする子どもの保育を行い、保育所的機能を備える施設

B 認可幼稚園と認可外保育施設が一体的に設置されており、両者が連携し一体的な教育・保育を行う施設

③ 保育所型

認可保育所が保育を必要としない子どもも保育し、幼稚園的機能を備える施設

④ 地方裁量型

幼稚園・保育所のいずれの認可も有しない地域の教育・保育施設が幼稚園的機能及び保育所的機能を備える施設

認定こども園の認定数は、平成24年度909件、平成25年度1,099件、平成26年度1,359件と年々増加してきましたが、幼稚園と保育所という2つの制度を前提としているため「二重行政」や「施設に対する財政支援の不足」といった運営面での課題が指摘されていました。

2. 新制度における認定こども園とは？

新制度における認定こども園では、教育・保育を受ける小学校就学前の子どもについて、

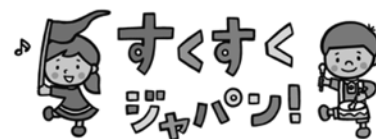
- ① 1号認定(保育を必要としない満3歳以上児)
- ② 2号認定(保育を必要とする満3歳以上児)
- ③ 3号認定(保育を必要とする3歳未満児)

のいずれかの認定を受けることとなります。新制度の認定こども園は、1号及び2号・3号の定員を施設の利用状況等に応じて設定します。保護者の就労状況等が変化し、保育を必要としなくなった場合や、逆に保育が必要となった場合に子どもの認定区分が変更になったとしても、転園することなく同一施設に通うことが可能です。

また、認定こども園法の改正では、旧制度における「二重行政」「財政支援の不足」という課題を改善するため、旧制度における幼保連携型認定こども園を「学校及び児童福祉施設である単一の施設」として法律に位置づけ、認可・指導監督を一本化します。

設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人を原則とし、既存の幼稚園や保育所からの移行は義務付けないこととされています。

また、他の3類型(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)は、従来通り存続します。



3. 新幼保連携型認定こども園について

新幼保連携型認定こども園制度における位置づけは以下の通りです。

(1) 定義

「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

(2) 教育及び保育の目標

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと
- 六 快適な生活環境の実現及び子

どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

(3) 教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、(1)の定義に規定する目的及び目標に従い、主務大臣が定める。

(4) 入園資格

幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(5) 設置者

幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

※ 経過措置として、認定こども園法一部改正法の施行日の前日において現に幼稚園を設置している者で一定の要件に適合するものは、当分の間、学校法人や社会福祉法人でなくても幼保連携型認定こども園を設置することができる。

(6) 設備及び運営の基準

次に掲げる事項については、主務省令で定める基準に従い、都道府県が条例で基準を定める。

- 一 学級の編成並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数
- 二 保育室の床面積
- 三 子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

(7) 職員

幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。また、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

(8) 職員の資格

主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る）は、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法の保育士となる資格を有する者でなければならない。

※ 経過措置として平成27年4月から5年間は「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば「保育教諭」となることができる特例があります。

(9) 設置等の認可

国及び地方公共団体以外の者が、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4. おわりに

認定こども園制度や子ども・子育て支援新制度については内閣府の「子ども・子育て支援新制度」ホームページに詳しい掲載があります。ご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

経営基盤を強化するキャッシュ・フロー経営

ゆびすいグループ 中小企業診断士 岩瀬 学

1. キャッシュ・フロー経営とは

キャッシュ・フロー経営とは、利益以外にも現金収支を重視した経営管理を行い、会社が実際に使えるお金をどうやって増やすのかという視点に立った経営のことです。利益は出ているのに、なぜ現金がないのか？というケースがあるように、決算書上は利益が出ていてもキャッシュ・フローがマイナスで資金繰りがつかないという場合には、黒字倒産ということも起き得るわけです。

商品やサービスの提供とその売上代金の回収には時間差があります。つまり、どんなに大きな売上を上げてもその代金が回収できない期間中は手元の現金は増えません。この期間中は商品の仕入代金の支払いや借入金の返済のための資金を借り入れなくてはならず、会社の資金繰りは苦しくなります。

キャッシュ・フロー計算書からこのような危険を読み取ることができるのです。

2. キャッシュ・フローと利益の違い

図1

	1年目	2年目	3年目	3年合計
売上高	200	300	400	900
費用	110	200	300	610
減価償却費	60	60	60	180
営業利益	30	40	40	110
設備投資 (5年で償却)	▲300			
在庫	0	0	40	
売掛金	0	0	10	

図1の例では3年間の合計で利益110が出ています。利益を採算性の基準とするなら、この3年間で採算がとれていると判断できます。

しかし、ここで注意すべきは減価償却費です。300の設備投資に対して5年間の耐用年数に基づいた定額法で減価償却費が計算されています（設備投資300÷5年＝60）。ここでは耐用年数5年の定額法で計算していますが、耐用年数を6年とした場合、

300÷6年＝50となり3年間の営業利益は30増えて110から140となります。また、定額法ではなく定率法を用いた場合には5年の耐用年数に基づいて計算すると3年間の減価償却費合計は235となり、3年間の営業利益は110から55に減ります。

耐用年数の選択は一般的に法人税法の定めにより資産ごとに適した耐用年数を選択することになりますが、どの区分の資産に該当するかの見解は経営者の判断による場合があります。また、償却方法の選択は経営者の判断によって変わります。

つまり、利益の額は経営者による処理方法の選択や判断により変わってくるのです。このため、「利益は見解」(Profits are an opinion)とも言われます。

では、キャッシュ・フローではどうでしょうか。キャッシュ・フローは資金（現金預金）が企業に入ってきた収入と資金（現金預金）が出て行った支出との差額です。

キャッシュ・フローは現金預金の出入りを表すため、誰が計算しても同じ結果になります。「利益は見解」(Profits are an opinion)に対し、「キャッシュは事実」(Cash is a fact)とされています。

図1に基づいたキャッシュ・フローを計算してみます。

3年間の収入は売上高の900ではなく、3年目の売掛金10をひいた890となります。売上高のうち10は売掛金によるもので、実際には現金収入がまだないからです。

支出の方はどうでしょうか。減価償却費は現金支出を伴わないため、実際に現金支出があった費用の610と設備投資による300と在庫の40の合計の950となります。この在庫は現金で支出をしていますが、3年目の経費には含まれていないため、現金支出を計算するうえでは加算されます。

以上から、キャッシュ・フロー（収支）は
収入890－支出950＝▲60
の赤字となります。

3年間の利益は110の黒字ですが、キャッシュ・フローは▲60の赤字です。また、先に述べたとおり利益は経営者の判断によってその金額が変わってきますが、キャッシュ・フローは変わることはありません。このため、採算性の判断は企業の見解によりその結果が変わる財務会計の利益で判断するのではなく、変わることのない事実であるキャッシュ・フローで判断することが望ましいのです。

キャッシュ・フロー
＝収入－支出

3. キャッシュ・フロー計算書の読み方

キャッシュ・フロー（CF）は、営業活動・投資活動・財務活動の3つに分けられ、これらのキャッシュ・フローの増減を合計したものが、現預金の増減に一致します。キャッシュ・フロー計算書を読む上で押さえておきたいポイントを営業活動・投資活動・財務活動の3つのキャッシュ・フロー（CF）ごとに紹介します。

（1）営業活動によるCF

営業活動によるキャッシュ・フロー（以下、営業CF）は、本業でのキャッシュの流れを示しており、企業がキャッシュを生み出す能力です。営業CFがマイナスとなっている場合には、投資資金を自己資本でまかなうことができず、財務面に関しても借入の返済原資がない厳しい状況を示しています。

営業CFがプラスの場合は、本業から生み出したキャッシュで投資を実施し、借入金の返済原資も確保できるため、営業CFはプラスであることが望ましいといえます。

（2）投資活動によるCF

投資活動によるキャッシュ・フロー（以下、投資CF）は、固定資産や投資有価証券といった、投資に関連する分野の購入・売却によって生じたキャッシュの流れです。投資CFがマイナスの場合は、投資を実施して資金が支出されるケースが多いといえます。

企業にとっては、営業CFから

生み出された金額の範囲内での計上が望ましいでしょう。

仮に営業CFで得た以上の金額で投資を実施すると、外部からの資金調達を余儀なくされます。投資CFがプラスの場合は、投資した資産を売却してキャッシュを捻出しているケースが多いといえます。その場合、営業CFがマイナスであれば、資金繰りが厳しいという背景も想定できます。

（1）営業CFと（2）投資CFの合計をフリーキャッシュ・フローといいます。総合的には営業CFをベースに負担とならない投資の適正額を設定し、その範囲内で每期継続的に投資を行い、フリーキャッシュ・フローがプラスになっていることが望ましいといえます。

（3）財務活動によるCF

財務活動によるキャッシュ・フロー（以下、財務CF）は、金融機関からの資金調達・返済および株式発行による資金調達・配当金の支払、社債発行による資金調達・償還などの財務状況を示すキャッシュの流れです。財務CFがマイナスの場合には、金融機関からの借入金の返済、社債の償還が進んでいるケースが多いといえます。逆に財務CFがプラスの場合には、金融機関からの借入金や社債発行で資金を調達しているケースが多いといえます。

4. キャッシュ・フローの改善

中小企業の場合には、特に営業活動によるキャッシュ・フローの改善に重点をおくことが有効で

す。具体例としては、売掛債権の早期回収、在庫圧縮や遊休資産の処分、仕入債務など流動負債の長期化や資本の充実によって、キャッシュ・フローを増加させる方法などがあげられます。

通常の経営サイクルの中では、営業CFの範囲内で設備投資を行い、営業CFと投資CFを合わせたフリーキャッシュ・フローがプラスとなっており、その範囲内で借入金の返済を行うことで財務CFも含めたキャッシュ・フローがプラスになるように配慮することが必要です。つまり、自由に使える資金（フリーキャッシュ・フロー）があってはじめて借入金の返済、預金の増加が可能になり、フリーキャッシュ・フローが多いほど経営状態は良くなるというわけです。

また、事業拡大など、設備の大規模な投資を行う際には金融機関等から借入れを行う場合があります。その際にはフリーキャッシュ・フロー（営業CF＋投資CF）の範囲でその返済が可能な金額、返済期間を検討して無理の無い借入れを行い、その後の返済に余裕を持つことでキャッシュ・フローの悪化を防ぐことができます。

5. まとめ

利益での採算性の評価は、事業が順調に進んでいるときには有効ですが、先が不透明な時代には、キャッシュ・フローで業績を評価し、その指標を経営判断に用いることで事業の継続を前提とした強固な経営基盤を作ることができま

日本経済新聞出版社発行の

日経 MOOK「相続・贈与に詳しい 相続税理士100選」に ゆびすいグループが掲載されました



今年の1月から相続税法が改正され、今までは相続税が関係なかった方々にも課税されるケースが非常に増えると言われています。お医者さんに内科、外科、小児科と専門があるように、税理士にも得意不得意があります。全国的に相続を得意とする税理士は、それほど多くないのが現状です。

ゆびすいグループは、70年もの間、日本全国のさまざまな相続案件に多数関わってきたため、日本経済新聞出版社より日経 MOOK の「相続・贈与に詳しい相続税理士100選」への掲載依頼がありました。

記事を抜粋して掲載いたしますので、ご覧いただければ幸いです。相続や贈与に関するご相談は、お気軽にお電話ください。☎ 0120-640-171

ゆびすいグループ 税理士法人ゆびすい

司法書士法人ゆびすい登記センター・社会保険労務士法人ゆびすい労務センター



税理士法人 ゆびすい
代表社員 税理士・CFP
澤田 直樹

PRポイント

創業70年、全国8都市に展開し、税理士・司法書士など相続を得意とする多数の専門家を擁する「ゆびすいグループ」。

2千件に上る相続実績とノウハウで総合的なサポートをおこないます。



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

2千件にのぼる豊富な相続サポート実績でお客様の財産をお守りします

相続業務は税法、民法、年金、保険、不動産、登記と関連する分野が幅広く、専門知識と豊富な経験が必要です。なかでも適正・的確な財産評価ができるかどうかで、相続税は大きく変わります。土地を高く評価して相続税が過払いになっていても税務署からは何も連絡はありません。損をしても、素人は気付かないのが現実です。相続を得意とする専門家に依頼するか否かが、大きな鍵となります。

70年もの間、日本全国の様々な案件に数多く関わってきた「ゆびすい」には、財産評価を得意とする税理士をはじめとし、司法書士、行政書士、社会保険労務士など相続に関わる様々な専門家が多数在籍し、お客様にとって最もメリットのある解決策をご提案いたします。



相続専門部 部長の藤野直志でございます。
相続税法の改正により、もはや普通の家庭にも相続税がかかってくる『大相続時代』に突入しました。
皆さまは、ご自分の相続税がいくらかかるかご存知ですか？
相続に関するお悩みは、相続発生前でも後でも、相続専門税理士のいる「ゆびすい」にお気軽にご相談ください。



相続のことは
「ゆびすい相続サポートセンター」にお任せください！

0120-640-171 受付時間
平日9:00~18:00

まずは
お気軽に
ご相談・お問い合わせは
こちらからどうぞ



相続を『争族』にしない！ 円満解決のためのトータルコンサルティング

平成 27 年から相続税の基礎控除が引き下げられることをきっかけに、相続税対策への関心が高まっていますが、相続税対策(節税)は、納税額を抑えることだけしか考えないと大きな落とし穴があります。

私どもは、相続が『争族』にならないようにトラブルを未然に防ぎつつ、かつ節税を最大限に図ることを第一としています。「バランスよく」「総合的に」「長期的な視野を持って」実行するのが、私どもの相続対策の特徴です。当グループの税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、FP、相続診断士などの専門家が連携して、あらゆる事案に対して、個々の専門家だけではなしえないトータルなサポートを行います。ご自分が亡くなった後に、ご家族が多額の税負担や遺産争いで苦しむのは悲しいことです。相続対策に取り組むことは、家族への思いやりにほかなりません。微力ながら私どもがお手伝いさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

煩雑な遺産整理業務を一括代行 「無料相談会」も随時開催中

深い悲しみで心身ともにお疲れになっているなかでの不慣れな相続手続きは、ご遺族にとって大きな負担となります。そこで私どもでは、非常に面倒な一連の相続手続きを一括してサポートし、ご遺族にかかる負担をできるだけ軽くするための「遺産整理業務」をおこなっています。相続財産の調査や遺産分割、相続税の申告はもちろんのこと、戸籍等の資料収集、銀行・生命保険・不動産関連の様々な手続きまで、一括して代行いたします。

また、円満相続のための遺言書の作成や会社を後継者に円滑に承継させるための方策など、相続が起きる前の対策についても、あらゆる角度からご提案いたします。相続対策は早ければ早いほど効果は大きくなります。

当グループでは「無料相談会」も随時開催しておりますので、相続に関するお悩みをまずはお気軽にご相談ください。お見積りも無料で承っております。無料相談は1時間程度。ここでは、専門家がじっくりとお客様の話を伺ったうえで、手続きの進め方や様々な問題解決に向けた道筋をお伝えします。相続手続きに関する書類作成等は、事前にサポート内容とその料金を丁寧にご説明いたします。安心してご相談にお越しください。



新会計基準のご対応はお済みでしょうか？

改正学校会計基準に対応し、
ますます使いやすく進化した



「指吸まなび Plus」新登場！

簡単入力

家計簿感覚で入力できる帳簿入力方式と振替伝票方式から選べます。

らくらく編集

全ての帳票をExcelに変換できるため、内訳表・明細書の作成も簡単です。

安心サポート

お客さまが安心してご利用いただけるよう、万全のバックアップ体制を整えています。

本年1月30日に「指吸まなび Plus」をリリースしました。

「指吸まなび Plus」は、平成27年施行の新会計基準改正に完全対応しております。

今回の代表的な変更点といたしましては、「活動区分資金収支計算書」の作成に対応している点です。(下記参照)

体験版及びパンフレットが、ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.yubisui.co.jp/pb/accounting/download.html>

ゆびすい ソフト

検索

新会計基準のご対応がお済みでない場合は、お気軽にご相談ください。

活動区分資金収支計算書対応

学校法人会計基準変更のポイントである「活動区分資金収支計算書」に対応

平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以後の学校会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から、新会計基準が適用されることとなりました。

新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる「活動区分資金収支計算書」の作成が必要になる場合にも対応できます。

また、日常の仕訳入力の画面上では、活動区分の登録が必要な勘定科目の入力をする、自動で登録の画面が開くため、簡単に区分の登録が行えます。

活動区分資金収支計算書

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

		(単位 円)
科 目	金 額	
学生生徒等納付金収入	[55,000,000]	
手数料収入	[250,000]	
一般寄付金収入	[300,000]	
経常費等補助金収入	[32,600,000]	
付随事業収入	[13,800,000]	
雑収入	[3,000,000]	
教育活動資金収入計	[107,950,000]	
人件費支出	[29,000,000]	
教育研究経費支出	[1,901,000]	

活動区分の登録も自動でできる！